

国民健康保険法施行条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第24号

国民健康保険法施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国民健康保険法施行条例（平成29年岩手県条例第52号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(普通交付金の交付額)

第2条 条例第8条第1項の普通交付金の交付額は、市町村による療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の全額に相当する額とする。

(特別交付金の交付額)

第3条 条例第8条第2項の特別交付金の交付額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第4条第3項の規定に基づき、国が市町村の災害その他の特別の事情に応じて交付する特別調整交付金の額
- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条第3項の規定に基づき、国が市町村の取組に応じて交付する額
- (3) 法第72条の2第1項の規定に基づき県が繰り入れる額のうち、特別交付金の交付に充てるため、知事が別に定める基準に基づき算出した額
- (4) 法第72条の5第1項の規定に基づき国が負担する特定健康診査等費用額の3分の1に相当する額と、同条第2項の規定に基づき県が繰り入れる特定健康診査等費用額の3分の1に相当する額との合算額のうち、市町村の特定健康診査等費用額に応じ、知事が別に定める基準に基づき算出した額

(交付の申請)

第4条 普通交付金及び特別交付金（以下「交付金」という。）の交付の申請をしようとする市町村は、交付金ごとに知事が別に定める様式による申請書に關係書類を添えて、知事が定める期日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 知事は、交付金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、交付金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の決定をしたときは、その決定の内容を交付金の交付を申請した市町村に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 知事は、交付金の交付の目的を達成するために必要があるときは、前条第1項の交付の決定に条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 交付金の交付の申請をした市町村は、第5条第2項の規定に基づく通知を受領した場合において、当該通知に係る交付金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、知事が定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定に基づく申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(決定の変更)

第8条 交付金の交付の決定後の事情の変更により、交付の決定の内容を変更しようとする市町村は、交付金ごとに知事が別に定める様式による申請書に關係書類を添えて、知事が定める期日までに提出しなければならない。

2 第5条及び第6条の規定は、前項の規定により変更の申請があった場合について準用する。

(交付金の交付)

第9条 交付金の交付を受けようとする市町村は、知事が別に定めるところにより、交付金ごとに知事が別に定める様式による実績報告書に係る書類を添えて、知事が定める期日までに提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定に基づき書類等を受理した場合において、当該書類等の審査及び必要に応じ現地調査を行い、交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付金を交付する。

(概算払)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、交付金の概算払をすることができる。

(決定の取消し)

第11条 知事は、市町村が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第6条(第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき付した条件に違反したとき。

(2) 交付金を他の用途に使用したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、交付金の交付があった後においても適用があるものとする。

3 第5条第2項の規定は、第1項の規定により取消しをした場合について準用する。

(交付金の返還)

第12条 市町村は、前条の規定に基づき交付金の交付の決定を取り消された場合において、取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、知事の命ずるところにより交付金を返還しなければならない。

2 前項の規定は、第8条第2項において準用する第5条の規定により交付金の交付の決定を変更した場合について準用する。

(準用規定)

第13条 岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号)第16条の2から第19条までの規定は、この規則に基づく交付金について準用する。

(国民健康保険事業費納付金の徴収方法)

第14条 条例第9条の国民健康保険事業費納付金は、8回に分割し、会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第12条第1項に規定する納入通知票により8月から翌年3月までの各月の10日(その日が金融機関の休日に当たるときは、その日以前の直近の金融機関の営業日)までに徴収する。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。